

国民健康保険はり・きゅう施術利用規則 (はりきゅう利用券)の見直しについて

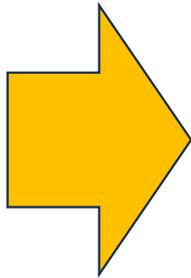
はり・きゅう助成事業について、現在1回あたり1,000円のはり・きゅう利用券を1世帯あたり年間30枚を上限に交付しています。

はり・きゅう券についてはこれまで、はり・きゅう券の利用が医療費の削減につながっているのかの確認ができないこと、一部の人のみの利用で利用者に偏りがみられること、等を理由に市の定期監査等でも制度見直しが求められてきました。

また、令和7年度から保険税率を改定するにあたり、支出の見直しも求められることからはり・きゅう施術利用規則について次のとおり見直しを行います。

はり・きゅう券の交付枚数を1世帯あたり、年間30枚から年間20枚へ変更します。

※参考 令和5年度はり・きゅう券交付世帯数102世帯、内21枚以上の利用があった世帯は19世帯

	変更前		変更後
交付枚数	30枚/年		20枚/年
施術補助額	1,000円		1,000円

(参考)

国民健康保険はり・きゅう施術利用の近隣市町及び県下市の状況

	年交付枚数 (A)	施術補助 (B)	年間上限額 ((A) × (B))		年交付枚数 (A)	施術補助 (B)	年間上限額 ((A) × (B))
合志市	30回/世帯	1,000円/回	30,000円	水俣市	40回/世帯	500円/回	20,000円
菊池市	40回/世帯	1,000円/回	40,000円	玉名市	30枚/世帯	1,000円/枚	30,000円
大津町	40回/人	1,000円/回	40,000円	山鹿市	20回/人	1,000円/回	20,000円
菊陽町	60回/世帯	1,000円/回	60,000円	宇土市	20枚/世帯	1,000円/枚	20,000円
熊本市	45回/人	1,000円/回	45,000円	上天草市	24回/世帯	700円/回	16,800円
八代市	15回/人	1,000円/回	15,000円	宇城市	15枚/世帯	1,000円/枚	15,000円
人吉市	12回/世帯	500円/回	6,000円	阿蘇市	20回/人	1,000円/回	20,000円
荒尾市	30回/世帯	1,000円/回	30,000円	天草市	40枚/世帯	800円/回	32,000円

平均年間上限額 菊池管内：42,500円
14市：24,985円